

## 新型コロナウイルス感染予防対策取組に対する支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染予防対策に取り組む事業所や店舗に対して感染予防対策取組事業所支援金を交付します。すでに実施している飲食店への支援制度を事業所や店舗にも拡充しました。

◆**交付額** 1事業所につき3万円（複数店舗等の申請も可能です）

◆**申請期限** 令和4年3月31日まで ※申請の受付は、当日消印有効とします。

### ◆申請方法

申請書に次の書類を添えて、「下野市役所 商工観光課」あて郵送してください。

※差出人の住所と氏名を、必ずご記載ください。

### ◆交付条件

(1) 市内に事業所や店舗をお持ちの方。

飲食店とは申請書類が異なりますのでご注意ください。

(2) 新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいること。

(3) 事業を継続する予定であること。

(4) 市税及び公共料金を完納していること。

(5) 次に該当しないこと。

- ・性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・その他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと本市が判断する者

### ◆申請書類

(1) 感染予防対策取組事業所支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 直近の確定申告書の写し（個人事業主）または、前事業年度分の法人事業概況説明書の写し（法人）

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 事業所の外観（看板や屋号が書かれた表札などがわかるもの）・消毒液やパーテーション設置などの感染予防対策取組の様子・栃木県の「新型コロナ感染防止対策取組宣言運動」の事業者向け「感染防止対策取組宣言書（別紙）」を掲示していることがわかる写真

(5) 感染予防対策取組事業所支援金交付請求書（様式第4号）

### ◇注意事項

(1) 当該支援金に係る立入検査を実施することがあります。

(2) 検査の結果、上の条件に適合しないときは是正の指示や交付決定の取り消し、支援金の返還を求めることがあります。

### ◆問い合わせ・郵送先

下野市商工観光課

☎32-8907

〒329-0492 笹原 26 番地